

小売業初

セブン&アイ・ホールディングスが 消費者庁の『内部通報制度認証』に登録

全てのステークホルダーの信頼に応えられるグループへ

株式会社セブン&アイ・ホールディングス（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：井阪 隆一）は、コンプライアンス経営の一層の強化を図る為、当グループの内部通報制度「グループ共通従業員ヘルプライン」（※1）を、2019年7月19日（金）、消費者庁の『内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）』に登録いたしました。

当グループの内部通報制度は、企業行動指針に反する行為の抑制や防止、早期解決を図ることを目的に、2001年9月よりヘルプライン制度として株式会社イトーヨーカ堂から始まり、2009年9月に国内連結子会社全社の従業員を対象とした「グループ共通ヘルプライン」を開設しました。

当グループでは、社員・従業員だけでなく、退職者や従業員の家族・お取引先様まで利用の幅を拡大し、2018年度1,226件の実績となりました。

セブン&アイ・ホールディングスは今後も、通報者保護を含む内部通報制度の整備と周知を通して、違反行為の未然防止に努め、お客様やお取引先様をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に信頼されるグループを目指してまいります。

※1 グループ27社で同様の内部通報制度を適用

■消費者庁の内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）とは

消費者庁の「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の運用・整備に

関する民間事業者向けガイドライン（※2）」を、事業者が自らの

制度と照らし合わせ、同ガイドラインに適合している場合、

WCMS（※3）マークの使用を許諾される制度です。



WCMS 認証マーク イメージ

※2 2016年12月消費者庁：公益通報者保護法を踏まえて、事業者のコンプライアンス経営の取組を強化するため、事業者が内部通報制度において自主的に取組むことが推奨される事項を明確化し、通報を適切に取扱う為の指針を示したもの

※3 Whistleblowing Compliance Management System の略

以上